

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)は、2001(平成13)年4月に施行した川崎市子どもの権利に関する条例(以下「子どもの権利条例」又は「条例」という。)第36条の規定に基づき、子どもの権利に関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的として策定しています。

2 計画策定の経緯と背景

子どもの権利条例は、1989(平成元)年国連で採択された「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」又は「条約」という。))(日本は1994(平成6)年批准)に基づく国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例です。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

国連の条約採択後、本市では虐待や体罰、いじめなどにより子どもたちが苦しんでいたことを背景に、子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例の策定が求められ、1998年(平成10)年に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉に具体的な策定に向けて取組を始めました。約2年間で200回を超える会議や市民・子どもたちとの意見交換を行い、2000(平成12)年12月に条例を制定、2001(平成13)年4月に施行しました。

条例では、第38条で子どもに関する施策の効果・課題を客観的に検証する機関として人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)の設置を定めています。市長は施策を進める上での参考にするために権利委員会へ諮問を行い、その答申の内容をこれまでの行動計画の基本目標や施策の方向などに反映させてきました。

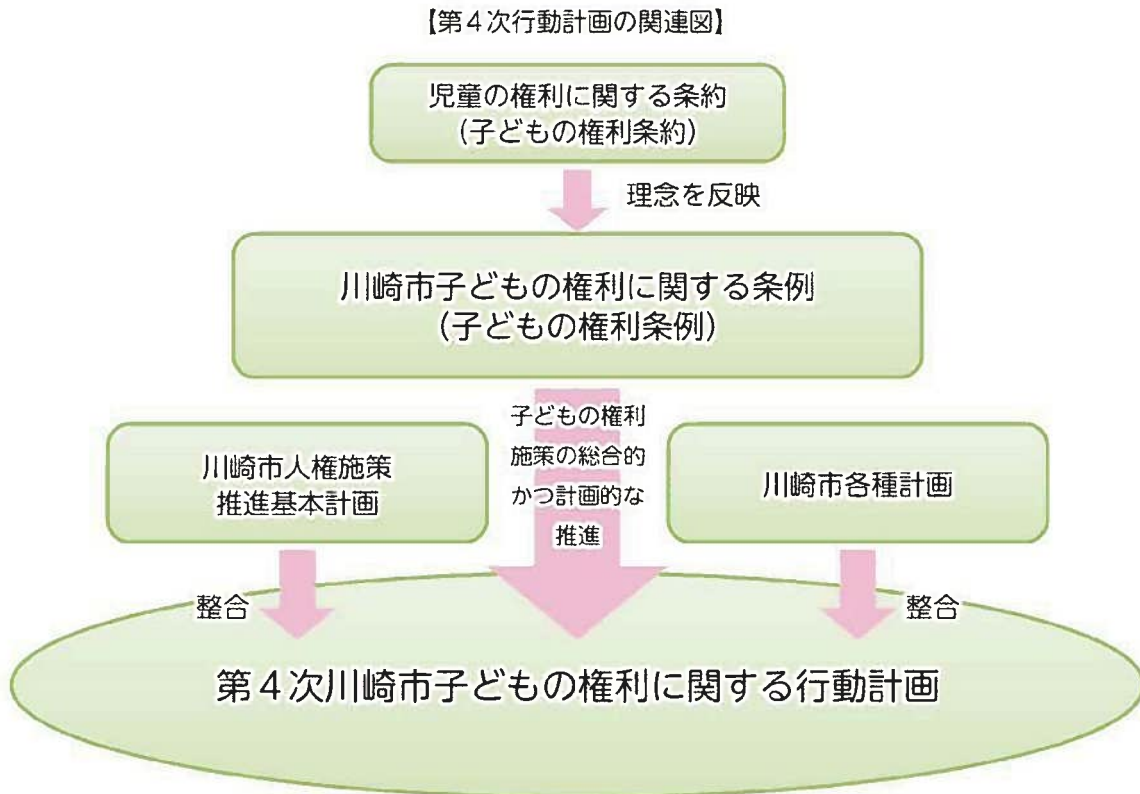
諮問年	主な諮問事項	権利委員会	反映された行動計画
2001	子どもの参加	第1期	第1次(2005～2007年度)
2004	子どもの居場所と参加活動の拠点作り	第2期	第2次(2008～2010年度)
2007	子どもの相談及び救済	第3期	第3次(2011～2013年度)
2010	条例の広報・啓発	第4期	第4次=本計画

第3期権利委員会への諮問事項「子どもの相談及び救済」における調査・審議の中では、虐待など深刻な権利侵害を受けながら子ども自らのSOS発信につながっていない実態が明らかになりました。また、条例施行後、子どもの権利保障の実態を把握するために、市と権利委員会とで川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(以下「実態・意識調査」という。)を3年ごとに実施し、条例の認知度の経年変化を追ってきましたが、第3回(2011(平成23)年実施)までの結果で低下傾向にあることがわかりました。

これを受けて条例の広報・啓発について諮問された第4期権利委員会は、その答申の中で「子どもは条例を知ることによって初めて自分の持つ権利に気づいて行動することができる」とし、子どもの権利保障を推進する上では、市民の間での条例の認知と正しい理解が重要であることを述べました。第4次行動計画はこのような権利委員会の意見と児童虐待やいじめ問題などの現在の社会状況を踏まえ、条例の内容と計画に基づく各施策の関係性が明確になるように策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、国連の条約の理念を踏まえた条例の第36条に基づき策定しています。また、国の次世代育成支援対策推進法に基づく「かわさき子ども『夢と未来』プラン」、児童虐待のないまちづくりを推進し、児童家庭支援・児童虐待対策の強化・充実を図る「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進基本計画」、教育の基本となる計画である「かわさき教育プラン」等の子どもに関わる各種計画や、総合的人権施策の推進を目的とした「川崎市人権施策推進基本計画」との整合性も踏まえて策定しました。



4 計画の期間

第4次行動計画の期間は、2014(平成26)年度から2016(平成28)年度の3年間としました。

2014(平成26)年度 ~ 2016(平成28)年度 (3年間)